

整理番号	消防-法不-48
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の製造営業、販売営業の許可取消
概要	市長は、製造業者や販売業者が、正当な理由がないのに、1年以内にその事業を開始しなかったとき、又は1年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	・火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第8条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・火薬類取締法第8条 経済産業大臣又は都道府県知事は、製造業者又は第5条の許可を受けた者（以下「販売業者」という。）が、正当な理由がないのに、1年以内にその事業を開始せず、又は1年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。 どのような場合に、上記許可を取り消すかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	